

2020年7月7日

学 生 各 位

学生課生活支援係

令和2年7月3日からの大雨による災害に係る災害救助法
適用地域の世帯の学生・生徒に対する給付奨学金家計急変採用及び
貸与奨学金緊急採用・応急採用について

下記に該当する者で、申し込みを希望する場合は、学生課生活支援係
(4番窓口)へ申し出てください。

記

〔対象地域(災害救助法適用地域)〕

2県8市7町5村[熊本県及び鹿児島県内の該当地域]

※適用地域等の詳細については、日本学生支援機構HPをご参照ください。

<https://www.jasso.go.jp/about/information/press/jp2020070601.html>

〔対 象 者〕

対象地域で被災し、被害を被った世帯の学生

〔適用地域等の準用〕

上記対象地域の近隣地域で、同等の被害を被った世帯の学生
並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の被害
を被った場合も適用地域に準じて取り扱う

申出期限

2020年8月7日(金)

担 当

学生課生活支援係(4番窓口)

学生・生徒又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた場合、「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は、日本学生支援機構HPをご確認ください。<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>